

[エネルギー問題に発言する会]

エネルギー基本計画案に対する意見

エネルギー政策に対する要請の高まりを受けて、昨年6月に日本で初めての画期的なエネルギー基本法が制定された。それに基づきエネルギー基本計画の策定準備がなされ、本年8月にエネルギー基本計画案がまとめられた。エネルギー問題に発言する会では、その重要性の認識から、総合資源エネルギー調査会基本計画部会での検討段階から、有志が傍聴し、情報収集に努めるとともに、座談会を会員有志で数回行うなど、問題点の整理を行ってきた。資源エネルギー庁が実施した基本計画案に対するパブリックコメントの募集に対しては、当会会員も自主的に個人として行い、合計39人が論点数(重複あり)にして、137項目にわたる意見・見解を提出した。ここでは当会座談会での意見や会員が資源エネルギー庁に提出した意見についての概要をまとめ、紹介することにしたい。

まず基本的には、当会会員のほとんどがエネルギー基本法および基本計画の制定は、エネルギー資源に乏しいわが国の基本政策を定める画期的なものであり、賛成との意見であった。日本の実情から原子力の重要性がどのように表現されているかが全員の関心事であったが、基本計画案には、原子力を国の基幹電源として位置付けると明示され、また核燃料サイクル路線の堅持もうたわれており、方針の明確化という点では評価できるとの意見が多くあった。しかし、その反面、これらの方針は最低限の記述であり、ここから後退することのないようにして欲しいとの要請をはじめ、方針の明示だけでなくそれをどう実現するか、またその目標値を記載すべきではないか、基本計画に記述されていない重要な問題について

の具体策についても記載すべきであるなどの意見も多数出された。これらの点は今後の政策実行時の参考になればとの思いもある。以下に代表的論点についての概要を紹介する。責任明確化の視点より、意見提出者および同様な趣旨の意見についても、個人名を記載した。(幹事:林 勉)

エネルギー国家戦略の推進

基本計画案のはじめに、「エネルギーについて」「安定供給の確保」「環境への適合」および「市場原理の活用」を基本方針とするとある。これ自身には全く異論はない。しかし、現代の先進産業国家におけるエネルギーにはそれ以上の役割がある。すなわち、現在エネルギーは、国防、外交のように国の運営の上で最も国家として考えていかなければならないものであり、エネルギーは国家戦略の第一に掲げるテーマになってきている。

この基本計画案は、恐らくわが国で初めて作られた、エネルギーに対する初めての本格的な計画だと思うが、この計画をどう推進するかが非常に重要である。エネルギーに関する具体的な政策の実行は各省の仕事であるが、それらを総合して国としての対応を進める母体が必須である。この部隊は、総理大臣に直結したものである必要がある。計画をどう遂行するかを計画案のはじめに明確に示すことが非常に大切であると考える。

原子力に関しては、こういった業務を担当する部門として、原子力委員会があるが、委員会などではなく、原子力に限らずより広範囲な、エネルギー全

般を統括し、総合的かつ具体的な国家戦略を立案、遂行する専門部門が必要である。

この部門が果たす役割は、具体的なエネルギー計画の立案、環境との対応、国と地方との役割分担、エネルギー外交、そしてこれらの実行のプロモートなどである。

最近の小泉内閣の運営を見ていると、内閣府の働きが大きくなっているように思われる。各省庁を横断する政策をどうまとめるかが、国の運営の重要なポイントになってきている。エネルギーにおいてもこういった対応が必要である。(天野牧男、平山省一、岩井正三、小川博巳、澤井定、土井彰、加藤洋明、阿部進、金子熊夫、吉島重和)

国と地方公共団体との役割分担

地方公共団体の役割について原案の趣旨に賛成である。新聞報道によると、某県知事がこの計画の基となる基本法が設置県の参加なしに決められたので、本計画に拘束されないといっているようだが、基本法は全国の選挙によって選出された国会議員によって国会で議決されたもので、県知事も尊重する義務がある。中央と地方の関係を正す意味からも國の毅然とした対応を望む。(池亀亮、織田満之、益田恭尚、天野牧男、石井正則、林勉、平沼博志、森島茂樹、加藤洋明、谷越敏彦、荒井利治)

原子力による環境問題緩和を

環境への適合の項に、先の京都会議で約束した二酸化炭素排出量の6%削減の達成が緊急課題であると述べられているが、現状は6%削減どころか、すでに約10%増加している。また6%のうちの5.5%は海外の排出権の購入でカバーしようとしているが、排出権取引では世界の排出量減少には結びつかない。いま10%増加しているといったが、これは、ここ10年間、エネルギーの40%を使ってる産業部門が低迷しているのに、一方でそれぞれ約20%を消費している運輸、民生業務、民生家庭部門は、いずれも約20%増加しているためである。順調に産業が

回復してくれば、少々節電に努めたとしても、増加は避けられない。

原子力発電所で石炭火力発電所との代替を行えば、120万kWクラス1基で日本の二酸化炭素発生量を約1%減らすことができる。10基作れば10%削減できる。原子力による環境問題緩和策が必須である。(天野牧男、斎藤修、益田恭尚、平山省一、林勉、平沼博志、松永一郎、神山弘章、荒井利治)

政策の重点にめりはりを

エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法の規定に基づき、今後10年程度を見通してエネルギー需給に関する施策の考え方を示すもので、定量的な需給バランスを示すものではないと説明されているが、少なくとも、基本計画は需給バランス計画を作成する時の基礎となる考え方、すなわち、どのエネルギーに、なぜどのくらいのウエイトを置くかをわかりやすく国民に説明する必要がある。原案では、各エネルギーの特徴についての記述はあるが、総括的に政策の重点をどのエネルギーに置くかを示す記述がない。例えば、エネルギー自給率の目標、京都プロトコルに基づく二酸化炭素排出量削減などについて各エネルギーに期待される寄与度などを具体的に記述する必要がある。また、石油だけを独立した節で扱うのは、石油を他のエネルギーよりも重要視しているという誤解を与えるので、ガスや原子力とともに同じ節で扱うべきである。(池亀亮、織田満之、益田恭尚、林勉、野島陸男、西郷正雄、土井彰、北田幹夫、小杉久夫、楠本茂、小林弘昌、吉島重和、篠田度、神山弘章、荒井利治)

原子力発電の安全規制

原子力発電の推進にあたって、その前提としている安全確保の取り組みは、不正の再発を防止するための安全確保に係わる取組であり、行政サイドとしては「法改正による新制度下で実効的な安全規制を行う」とされているが、この記述を見る限りにおいては安全確保に対する認識が、一方的なとらえ

方をしているとの印象を受ける。

まず前段では、極言すれば「不正がなければ、安全確保は必要ない」ということにもなりかねないし、後段においては、今回の法改正(構造強度の確認手段の強化と受け止めている)に依拠した安全規制では「原子力プラント機器、設備の健全性を担保するだけである」といわれかねない。したがって不正の再発防止は、安全確保行為に直接絡めるのではなく、コンプライアンスの世界で扱うべきではないか。

また、内外に信頼される安全確保行為を実現するためには、今回の法改正に統いて「実効性のあるシステムとしての安全機能確認を安全規制面で如何に扱っていくか」の法整備が必要ではないかと思う。健全性の担保は、安全確保の必要条件の一つに過ぎないのだから、また、安全規制体制については、体制論を論じる前に、当事者の技術的能力をいかに高めるかの議論が欲しい。当事者能力がないと形式論に陥りやすく、納得のいく安全規制から遊離していくことになる。逆に当事者能力があれば、組織体系が従前のものであっても実効性のある安全規制が期待できるであろう。(石井亨、中尾昇、織田満之)

核燃料サイクルに関する国の責任の明確化

電力自由化と核燃料サイクルとの両立については、第2章第3節、1(1)に記述があるが、自由化の進展に伴って核燃料サイクルに関する諸事業が民間事業者の手に負えなくなっていることについての認識の不足が憂慮される。今日焦眉の急は、自由化に当たって再処理と、それによって生み出されるプルトニウムの処理をどうするかである。

リサイクル路線を維持するにせよ、変更するにせよ、バックエンド処理方策の選択は国の責任である。国の政策に伴うリスクは、最終的に国が負うべきものである。再処理とプルトニウムだけでなく、使用済燃料の中間貯蔵、HLWの超長期管理など、使用済燃料の処理に関する事業は、すべてコストが不確定でリスクが高いだけでなく、最終的な国の引き取り保証なしには遂行できない。投資の回収が保障されない競争市場において、民間事業者に国の政策に

協力することに伴うリスクの負担のみを求めるとは不合理である。原案には国の最終的な責任と保証の必要性に論及している箇所が見当たらない。

核燃料サイクルに関する国の責任を明確にする最も簡明で包括的な方策は、使用済燃料を国が引き取る米国方式である。使用済燃料を国が引き取るとともに、バックエンドの各事業は民間企業に委託することが効率的かつ実際的である。過去の経緯もあるうが、核燃料政策を推進する観点からもこの案の検討を求めたい。(池亀亮、林勉、加藤洋明、阿部進、松永一郎、小杉久夫、神山弘章、小川博巳、荒井利治)

エネルギー自給率目標の設定

「エネルギーの安定供給の確保を図るための基本方針」で供給源の多角化をうたっているが、今後20年、30年先を考えると、化石燃料、特に石油は供給力のピークを迎えるとともに、アジア地域の輸入依存度・中東依存度の高まりで化石エネルギー争奪戦が繰り広げられることも視野に入れて基本方針を策定すべきである。そのため、単なる多角化ではなく、支配権を持った供給源の確保を目指すべきである。

第二の項の中で自給率の向上をうたっているが、エネルギー自給率の目標値の設定とその具体的達成方針を示さなければ空論になってしまいます。本来は50年先ぐらいまでの自給率を検討したうえで、10年先の目標を立て、政策誘導、技術開発、構造改革を進めるべきである。現状2001年時点の需給計画しかないので少なくともその値以上を目標として、具体的な長計需給計画で決めるべきである。基本計画に自給率の設定をすることにより、新設の原子力発電の建設について地方公共団体は、国の政策に準じる義務が生じることになる。(松岡強、石井亨、石井正則、阿部進、松永一郎、楠本茂)

新設原子力発電プラントの建設推進

部門別に見ると、ある部門の計画は比較的具体的な記述がある(例: 大然ガスや石油については、サハリン・ハイラインやナホトカ・ハイライン)

のに対し、原子力利用の部門は全体に具体性に乏しい。基本計画案では、原子力を基幹電源として位置付けてはいるが、例えば、原子力の開発・導入の節にも、新設原子力発電プラントについて記載がない。グローバリゼーションと電力自由化の掛け声のなか、しかも、余剰ブレトニウムについての国際公約を抱え、使用済み燃料の最終処分の見通しもなく、マスコミの反原子力報道が厳しさを増している状況では、電力会社も原子力発電所の建設を躊躇せざるを得ない現状に追い込まれている。

また、「二酸化炭素の削減について京都議定書を批准したが、最も有効な手段である原子力の利用推進を図るべきであると考える。

従来からの建設は、電力会社の責任であるとの判断であろうが、このような状況下では新設は遅々として進まないであろう。国と地方との役割分担の明確化、使用済み燃料処分についての国家保証制度の確立、排出量取引や地球温暖化対策税についての検討と導入などの対策が必要である。「事業者の役割は、国又は地方公共団体が実施するエネルギーの需給に関する施策に協力する」とあるように、国は新設プラントの積極推進に対する意思表示に加え、何らかの形で目標を設定し、電力会社はそれに向けて努力することが必要であると考える。

(益田恭尚、林勉、橋本茂)

運転中原子力発電プラントの設備利用率向上を

原子力の開発推進の節に安全性の確保に向けた取り組みについて、行政サイドの取り組みについて述べられているが、現在運転中のプラントをどのように運用していくべきかについての記述がない。原子力が自由化のなかで生き残っていくためには、運転中プラントの設備利用率を高め、経済性の向上を図らなければならない。かつて官民あげて改良標準化、高度化に取り組み、一時は世界のトップクラスの設備利用率を達成していたが、最近では東電問題以前でも、世界最低レベルに落ち込んでいる。この理由は、わが国では規制強化で検査項目が増え、定期点検の短縮が思うように進まないこと、長年の懸案で

ある運転期間の延長も実現していないこと、また、外国では合理的検査基準への取り組みが進み、設備利用率の著しい向上を図っているのに、わが国ではこの取り組みが遅れていることなどの点があげられる。運転中プラントの設備利用率向上に向けての取り組みについても記述すべきであると考える。

(林勉、松永一郎、神山弘章)

エネルギー教育の重要性

「原子力発電に対して国民の理解を得るために取り組み」、「国民の省エネ意識の高まりに向けた取り組み」と「情報公開の推進・知識の普及」の項にエネルギー教育を子どものころから行うことの重要性を取り上げたのは大きな進歩である。エネルギーは人類にとって食料と同様、またはそれ以上になくてはならないものであり、化石燃料に頼っている限りエネルギー源の再生は困難であることを国民の一人ひとりが一般常識として認識しなければならない。これは原子力発電への理解以前の問題である。わが国においては、今まで教育の場でエネルギー教育をすることを避けてきた節がある。われわれは、子どもの頃からエネルギー問題について体験的に理解させることができ、核アレルギーの強い一般市民に原子力のPRをするのに比べ、結局は一番の近道であると主張してきたが、エネルギー問題が学校教育の一環として実施されることを切に期待している。

情報の公開と、正しい知識の広報が基本であるとの認識が高まりを見せていることは民主主義国家として当然である。しかし同時に、情報を受ける側も合理的な判断ができるだけの常識を持つことが望まれる。計画案にも「国民一人ひとりがエネルギーについて積極的に考えることができるよう知識の普及に努める」とあり、また非常利組織の利用にも触れている。

知識を得ることが生活するうえでのメリットにつながらないエネルギー問題は、聴衆を集めるのが難しいというのが現実である。実施には地方公共団体や学校の協力が是非とも必要である。学校教育を含め、知識の普及のためにボランティア活動をしたい

と考えているOBなどを有効に活用し、早急に実効を上げることを期待する。

(益田恭尚、斎藤修、岩井正三、小川博巳、林勉、加藤洋明、北田幹夫、小杉久夫、小林弘昌、神山弘章)

原子力研究開発の推進

研究開発として、「原子力エネルギーに関する技術の重点施策」の項が設けられている。ここでは、増殖炉は核燃料サイクルの一部として捉えられている。「もんじゅ」の再開すら危ぶまれている現状を踏まえ、高速増殖炉を新規開発として位置付け、実用化に向けて、経済性を含め、いつまでにどのようなシステムを開発しなければならないか、国策として考えなければならない重要事項であると考える。

増殖炉や核燃料再処理技術などの技術開発は、開発の規模、実用化までの時間的要素などを考慮した場合、とても民間だけの手に負えるものではない。「核燃料サイクルの早期の確立に必要な研究開発を行う」というだけでは、誰がどのように計画し、実現していくか不明である。まして、高レベル廃棄物の処分問題は、研究開発の領域を越えた課題である。過去の経験に照らし、開発の進め方、処分場の選定などについて、省庁を超えた協力体制が必要であり、原子力委員会の責任権限を含め、技術的な検討と見直しが必要であると考える。(益田恭尚、石井亨、平沼博志、斎藤修、澤井定、森島茂樹、小林弘昌)

原子力人材育成のための課題と取り組み

「人材育成のための課題と取り組み」の項で、「研究開発と利用を進めるため、長期的な観点から、これを支える優秀な人材の養成・確保を図る」とあるが、グローバリゼーションの流れのなか、原子力の逆風を受けて製造業界の人材の流出と、新規採用の停滞は現実のものとなりつつあり、われわれOBとしては技術継承の点から心配している。一方、原子力発電は、準国産エネルギーとうたっているが、これはあくまでもわが国に原子力を建設・運転する技術があって初めていえることである。現状のまま新

規プラントがほとんど無い状態では、新規プラント建設の技術力の維持は不可能である。建設の技術は原子力メーカーのみならず、材料メーカーおよび協力会社を含む幅広の広いものであり、研究開発だけでは無理で、複数の新規プラントを建設継続しなければ維持は困難であり、いったん消えると復活は至難の業である。原子力発電所の建設を他国に委ねて国産エネルギーとは決していえないと認識すべきである。(益田恭尚、松岡強)

原子力の国際協力

エネルギーの「安定供給の確保」と「環境への適合」の問題は、世界人口の増加と発展途上国との経済発展に伴い、日本国内に限らず全世界的な規模でその重要性を増している。その意味から原子力を含む全部のエネルギー源に関して、多面的に国際的な協力を進めつつ、エネルギー政策を開拓していくと明記したことは大きな進歩である。しかしながらアジア諸国間の地域協力の推進に関しては、原子力の記載がない。アジア地域はエネルギー需要の急増や、石油生産の発電による環境対策など、一国で処理することが困難な課題を抱えており、お互いに補完・協力を目指さなければならぬ時期に入っている。中国、アジア・アセアン諸国は原子力推進を指向しており、すでにベトナムやインドネシアでは具体的な導入に向けて動き出している。フランス、ロシア、韓国、中国などは自ら前面に立てて積極的にこれに対応しようとしている。原子力を平和利用に限定して核燃料サイクル路線を推進している世界で唯一の先進国で、技術協力に最もふさわしい日本の果たすべき役割は大きいといえる。核拡散防止上の問題などの困難性があるために、民間が主体的に乗り出していくのには限界がある。国が前面に立って技術協力を進めることは、アジア地域のエネルギー問題の緩和に寄与すると同時に、国内需要の沈滞化により技術力の維持に黄信号のともった日本の原子力産業界の活性化と国際化につながることもある。なお、将来的には使用済み燃料の共同再処理、高レベル廃棄物の共同処理構造や今世紀に懸念される水不足に

対応した海水淡水化技術協力なども視野に入れる必要がある。(松永一郎、中尾昇、阿部進)

水素エネルギー源としての原子力の利用

水素エネルギーについては、「環境的に望ましい二次エネルギー」としてとらえている。この点については同意見である。しかし、「原子力や再生可能エネルギーを利用した水素製造が実用化することが期待される」とあるように、化石燃料の改質による水素製造では意義が半減することは明らかである。

水素製造のエネルギー源として、原子力、太陽光、バイオマスが並列的に記述されているが、量的には原子力によるものが圧倒的に大きくなるはずである。将来の水素社会において原子力の役割は非常に大きいことを強調するとともに、石油改質法に比べ、どのくらいのコストまでは許容するのか目標を示し、それに見合う助成処置を講じ、実用化を進めるべきである。(北田幹夫、石井正則、松永一郎)

西郷正雄、荒井利治、益田恭尚)

放射線問題の理解向上を

高レベル廃棄物処分場問題、ブルサーマル問題など、核燃料サイクル、原子力推進に対する、観念的・情緒的な反対がなされている。これは国民の、放射線の健康に対する影響についての客観的な知識の不足によることが多いと考えられる。

この問題において特に注意を要するのが、「放射線はどんなに少なくとも身体に害がある」とする、いわゆる「しきい値無し直線仮説」の問題である。

今後の原子力施設建設推進のために、また核燃料サイクル推進のためには、「しきい値無し直線仮説」の見直しについて国民の正しい理解を得ることが肝要である。是非この点についての理解推進を、基本計画に取り上げることを期待したい。

(斎藤修、平山省一、輪島隆博)

クリーンな環境、
知的な人生。

正論

いま最もスリリングなオピニオン誌
「正論」は知的生活のナビゲーターです。

自分の生き方、考え方を大切にされる方に
雑誌「正論」の年間予約購読をお勧めします。

購 読 料

8,160円

12冊送料サービス

右記へ/〒100-8077 東京都千代田区大手町1-7-2

産経新聞社「正論」販売部F係

●ハガキに住所(〒)、氏名(フリガナ)、電話番号、何月号からを明記し、

●電話で/03-3243-8469 ●FAXで/03-3241-4281

●フリーダイヤル/産経新聞社 0120-34-4346

●購読料は、後でお届けする算用込未用紙をご利用下さい